

4. 事業の効率性・透明性の一層の向上

- 「骨太の方針」に示された”効率性・透明性の追求”に対応するため、事業実施方式に『事業の進め方に関する4原則』を導入し、効率的に事業を展開。

「基本方針」
(平成13年6月26日閣議決定)

【効率性／透明性の追求】

○ 事業評価

費用対効果の低下した事業を改めて見直すルールづくり

○ 官民の役割分担

可能なものは民間に

○ 事業の発注・実施手続

公共事業のコスト縮減、住民参加型の手法の活用

○ 時間管理

長期化のコストを認識し、事業を絞り、短期間で迅速に実施 ほか

『事業の進め方に関する4原則』

○ 「時間管理概念」の導入

(例)

- ・平成14年度から**限度工期内**の地区に限定して採択（H13.10局長通知）
- ・定期的な再評価に加え、随時の再評価をルール化（H14.6局長通知）

○ 地域の発想の重視

(例)

- ・土地改良法を改正し、事業計画の策定に当たり、新たに市町村長との協議及び**住民意見の聴取を規定**（H14.4より施行）
- ・関係府省の施策連携を積極的に行い、住民参加による地域の構想の実現や広域連携による市町村合併の支援

○ 「オーダーメイド原則」の導入

(例)

- ・農家・地域住民等の**直営施工**の実施による工事コストの縮減（H14.3局長通知）
- ・営農の進展等に応じた段階的な整備手法を一般化（平成14年度から）

○ 事業実施プロセスの徹底した公開

(例)

- ・**パブリックインボルブメント**により新たな土地改良長期計画(H15-H19)の策定（国民の意見の幅広い聴取・検討過程の公開）
- ・平成12年度より、第三者による「事業の効率的実施に係る検討会」の提言を受け事業の効率化を推進